

**森ヒルズリート投資法人**  
**第7回投資主総会 決議結果の概要(ご参考)**  
**(平成29年4月21日開催)**

1. 決議事項の内容

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

磯部英之を執行役員に選任するものであります。

第3号議案 監督役員2名選任の件

田村誠邦、西村光治を監督役員に選任するものであります。

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	決議の結果	賛成割合
第1号議案	1,721,064 個	951 個	可決	98.31%
第2号議案	1,718,101 個	3,914 個	可決	98.14%
第3号議案 田村誠邦	1,721,427 個	588 個	可決	98.33%
西村光治	1,721,458 個	557 個	可決	98.33%

(注1) 本投資主総会において行使することができる議決権の総数は1,750,640個になります。

なお、賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、行使可能議決権総数1,750,640個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

(注2) 第1号議案は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

(注3) 第2号及び第3号議案は、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できていない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第15条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

規約第15条(抜粋)

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以上